

# 意見書

平成22年2月18日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-8477

(ふりがな) とうきょうとみなとくらのもんさんちようめ  
住 所 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号

(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 株式会社ウィルコム

代表取締役社長 くぼた ゆきお 久保田 幸雄

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年1月19日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 別紙

この度は、NTT 東西殿の接続約款変更案に対し、意見を提出する貴重な機会を頂きましたことを厚く御礼申し上げます。下記のとおり弊社意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

### 記

#### 【「光回線設備との接続に係るその他の情報の提供」(第99条の7 第1項 第7号)について】

- (1) 今回、特別光信号中継伝送機能に係る区間ごとの接続料について算定式が規定されていますが料金水準を事前に想定することさえ出来ず、しかもその概算額を把握するための情報調査手続に係る費用は、NTT 東西殿の作業時間に応じた実費とされ、これも接続事業者は事前に把握できません。

このように、当該機能を利用するにあたっての費用が申込時点で極めて不透明であることは、利用促進の障壁になると考えます。ついては、WDM 装置の有無のみならず、付随する情報も可能な範囲で提供されるべきと考えます。

例えば WDM 装置本体に係る費用や各年度当初の利用波長数等が開示されるだけでも、接続事業者にとっては有効な情報になり得ます。これら情報について年一回程度の更新頻度であれば NTT 東西殿にとっても過大な負担とはならず、十分可能な範囲であると考えます。

本件については、総務省より「時間・コストの点で効率的でないものも含まれると考えられ、現時点で告示に規定することは適当ではない。」(平成 21 年 12 月 15 日公表「第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の開示に係る告示の一部改正案に対する意見及びその考え方」との考え方が示されました。

しかしながら今回、接続料の算定式は明らかになったものの、先述の通り実態として金額水準が不透明であることが利用促進の障壁となることを鑑み、一部でも情報開示が促進されるよう、改めて検討されるべきと考えます。

- (2) 今回の約款変更案では、「未利用芯線がない区間」について波長分割多重(以下、WDM)装置の設置有無を情報提供する、とされています。しかしながら、未利用芯線が少ない C ランク区間等においても、事前照会または線路設備調査の結果、接続事業者の利用希望芯線数を満たさず構成の再検討等を要する事例が、現に発生しております。

このため C ランク区間等であっても、「未利用芯線がない区間」と同様に WDM 装置設置に関して情報提供が必要であると考えます。

以上